

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナースhip

問合せ先 秘書広報課男女共同参画推進室 ☎72-2111

職場でつらい思いをしていませんか

<職場でのセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)>

職場でのセクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、働く人の能力の発揮を妨げます。さらに、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。身近な職場で起こりうる人権問題のひとつとして捉えましょう。

<こんなことで困っていませんか>

対価型セクシュアル・ハラスメント

職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し減給、降格などの不利益を負わせる行為。

▼たとえば…

上司が部下に性的な要求をしたが、拒否されたため解雇した

職場内での性的な発言に対し、抗議した人を配置転換する



環境型セクシュアル・ハラスメント

性的な関係は強要しないものの、職場内での性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう行為。

▼たとえば…

不必要に体に触る

性的な話題をしばしば口にする

食事やデートに執拗に誘う

私生活の噂を意図的に流す

<セクシュアル・ハラスメントを受けてしまったら…>



自分を責める必要はありません。不快に感じていること、拒絶の意思を示し、相手の行為がセクシュアル・ハラスメントであることを伝えましょう。信頼できる友人や同僚、上司に相談しましょう。専用の相談窓口などに頼るという手もあります。

また、あなたが受けたセクシュアル・ハラスメントの記録をつけておきましょう。

セクシュアル・ハラスメントに性別は関係ありません。同性同士でも相手が不快に感じれば、セクシュアル・ハラスメントになる場合があります。自分の言動によって相手がどう感じるか、相手を思いやる気持ちを大切にしましょう。



おごおり女性ホットライン ☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに、専門の相談員が対応します。



配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談してください。

